

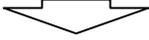
豊橋市エコアクションプランについて

1. 「地球温暖化対策の推進に関する法律」における計画の位置づけ

地球温暖化対策実行計画（法第 21 条 1 項）
 地方公共団体は、国の地球温暖化対策計画に即して、自治体の事務・事業に関し、温室効果ガス排出量の削減や吸収作用の保全・強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定する。

区域施策編（法第 21 条第 3 項）
 21 条第 2 項のほか、地方公共団体実行計画において、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める。

事務事業編（法第 21 条第 2 項）
 地方公共団体実行計画は次に掲げる項目について定める。
 ・計画期間
 ・計画の目標
 ・実施内容
 ・その他必要項目

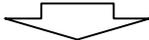


区域施策編：「豊橋市地球温暖化対策地域推進計画」

- 対象区域：市域全体
- 対象者：市民・事業者・市役所すべて
- 施策に関する事項
 - ・地域にあった再生可能エネルギーの利用促進
 - ・省エネタイプの製品・サービスの利用促進、事業者や住民の省エネ行動の促進
 - ・都市機能の集約化、公共交通機関の利用促進、都市の緑化
 - ・ごみ減量やリサイクルの推進
 - ・環境教育など

事務事業編：「豊橋市エコアクションプラン」

- 対象区域：市役所の施設
- 対象者：市（市役所のすべての事務・事業）
- 施策に関する事項
 - ・二酸化炭素排出量の削減
 - ・省資源（用紙購入量や水道使用量などの減）
 - ・ごみ減量やリサイクルの推進 など



温室効果ガスなどの排出量の状況や、施策の実施状況を推進会議にて報告・公表

とよはしエコマネジメントシステム（T-EMS）

- ・エコアクションプランの進捗を市独自のエコマネジメントシステムにて管理
- ・職員による内部監査の実施
- ・計画および実績の報告、公表

これまで2つの計画について別々の課で進捗管理等行っていましたが、温暖化対策を一層推進するため体制をみなおし、平成28年度から豊橋市エコアクションプランについても、温暖化対策推進室で進捗管理等を行うこととしました。

そのため、今回この会議の中で、豊橋市エコアクションプランならびにその管理ツールとなる、とよはしエコマネジメントシステム（T-EMS）について議題とさせていただいております。

後ほど27年度の実績状況出てまいります。皆さまからご意見をいただきたく存じます。

2. 豊橋市エコアクションプランについて

豊橋市地球温暖化対策実行計画

豊橋市エコアクションプラン (第5次)

制 定 平成27年 4月

改 訂 平成28年 4月

豊 橋 市

目 次

| | 頁 |
|---------------------|----|
| I 計画の基本的事項 | 5 |
| 1 計画策定の趣旨 | 5 |
| 2 計画の対象 | 6 |
| 3 計画期間 | 6 |
| 4 温室効果ガスの総排出量に関する目標 | 6 |
| II 取組の目標 | 6 |
| 1 具体的な取組に関する目標 | 6 |
| III 具体的な取組内容 | 7 |
| 1 物品の購入に関する取組 | 7 |
| 2 自動車の利用に関する取組 | 7 |
| 3 庁舎・施設の管理に関する取組 | 8 |
| 4 土木・建築等の公共事業に関する取組 | 10 |
| 5 環境に配慮したイベントの実施 | 11 |
| IV 計画の推進に向けて | 11 |
| 1 計画の推進方法 | 11 |
| 2 計画の推進体制 | 11 |
| 3 職員の意識啓発 | 11 |
| 4 実施状況の点検・評価 | 11 |
| 5 計画の見直し | 12 |
| 6 結果の公表 | 12 |
| 7 豊橋市地球温暖化対策地域推進計画 | 12 |
| V その他の取り組み | 12 |
| 1 社会情勢への対応、啓発 | 12 |

I 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

近年の大量生産、大量消費、大量廃棄に伴う社会経済活動や生活様式が、環境への負荷を増大させ、地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨等地球規模の環境問題を引き起こし、全ての生物の生存基盤である恵み豊かな地球環境に大きな影響を与えるまでに至っています。その解決のためには、それぞれの地域で市民や事業者など全ての主体が、省資源・省エネルギーなどの行動を推進し、環境への負荷を低減していくことが急務となっています。

本市では、平成8年4月1日に環境基本条例を施行し、この中で、事業者や市民に環境への負荷低減に向けた取り組み等を求めています。

これを背景として、市内有数の事業者・消費者である“豊橋市役所”が、環境保全のために自ら率先して実行する「豊橋市エコアクションプラン（豊橋市役所環境保全率先行動計画）」を平成10年8月に策定し、「環境負荷の少ない製品の購入・使用」、「ごみ減量・リサイクル」、「環境に配慮した建築土木構造物等の建設・管理」、「行政事務」等の取り組みについて、全庁を挙げて積極的に展開してきました。

こうした中、平成11年4月8日、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行されました。そこには地球温暖化対策に関し、国、地方公共団体、事業者、国民の責務が明らかにされており、市町村も事務・事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画を策定することとされています。

平成12年4月には、環境負荷の低減だけでなく、地球温暖化対策への取り組みも同時に推進していくため、「豊橋市エコアクションプラン（豊橋市役所環境保全率先行動計画・豊橋市役所温室効果ガス排出抑制実行計画）」に改正しました。

また、平成13年8月には、一層の環境負荷低減を図るため、豊橋市本庁舎等においてISO14001の認証を取得しました。

平成22年3月には、豊橋市地球温暖化対策地域推進計画の策定にあわせ改正を行い、事業者・消費者としての自らの行動だけでなく、「もったいない運動」の輪を市民に広げるための率先的な施策も積極的に進めてまいりました。

さらに、平成25年度からは、ISO14001の規格にとらわれず、積極的・独創的な環境への取り組みを促進するため、本市独自の環境マネジメントシステム「とよはしエコマネジメントシステム（T-EMS）」に切り替え、運用を開始しました。

平成27年4月には、豊橋市エコアクションプラン（第5次）の制定に伴い、温室効果ガス排出抑制に資する取り組みを推進すべく、エコ通勤実施日数、グリーン購入率及び環境配慮型イベント開催率を取組目標として位置付けました。

2 計画の対象

この計画は、豊橋市役所の全ての職場（学校を含む。）で実施する事務事業を対象とします。

3 計画期間

この計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

4 温室効果ガスの総排出量に関する目標

地球温暖化の原因となる温室効果ガス（二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・代替フロン等4ガス）の総排出量を削減していきます。

| 項目 | 目標 |
|------------|-------------------------|
| 温室効果ガス総排出量 | 5年間平均削減率1%以上となるように努めます。 |

II 取組の目標

1 具体的な取組に関する目標

| 項目 | 目標 |
|---------------|---|
| 公用車燃料使用量 | 5年間平均削減率1%以上となるように努めます。 |
| 電気使用量 | |
| 燃料（自動車を除く）使用量 | |
| 水道使用量 | 毎年度、前年度比1%以上削減するように努めます。 |
| 用紙類購入量 | |
| 廃棄物量 | |
| 用紙リサイクル率 | 毎年度、前年度比1%以上増加するように努めます。 若しくは、80%以上を維持します。 |
| エコ通勤実施日数 | 毎年度、前年度比1%以上増加するように努めます。 |
| グリーン購入率 | 毎年度、前年度比1%以上増加するように努めます。 |
| 環境配慮型イベント開催率 | 若しくは、90%以上を維持します。 |

Ⅲ 具体的な取組内容

1 物品の購入に関する取組

物品等の合理的な使用に努め、購入等をできるだけ抑制するようにします。

毎年度作成する「豊橋市グリーン商品調達方針」に基づき、環境負荷低減に資するものを購入します。

(1) 紙製品

a 古紙配合率が高く、白色度が低いなど環境負荷低減に資するものを購入します。

(2) 事務用品

a 再生材料の使用割合が高く、間伐材などの木材が使用されているなど環境負荷低減に資するものを購入します。

(3) 事務機器・電気製品

a O A機器、家電製品などは、消費電力が少なくエネルギー消費効率が良いなど環境負荷低減に資するものを購入します。

(4) 自動車

a 環境負荷低減に資するものを購入します。

b 電気自動車、プラグインハイブリッド車、クリーンディーゼル車などの次世代自動車を積極的に導入します。

(5) 電力

a 「豊橋市電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、環境に配慮した電力調達を行います。

(6) その他

a 特定グリーン商品以外の品目についても、できる限り環境負荷低減に資するものを購入します。

2 自動車の利用に関する取組

(1) 公用車の利用合理化

a 行先が近距離の場合は公用自転車を使用します。

b 利用する公用車を必要最小限の大きさで低燃費車・低公害車にします。

c エコドライブを徹底します。

・ 不要なアイドリングを中止します。

・ 急発進、急加速をしません。

・ 法定速度を順守し、経済速度を目安に走行します。

・ 必要のない荷物を積まないようにします。

(2) 自動車利用の自粛

- a 通勤時には「エコ通勤」に努め、相乗りや公共交通機関、自転車を利用してマイカー使用の自粛に努めます。

3 庁舎・施設の管理に関する取組

(1) 省エネルギーの推進

- a 空調温度については、冷房は 28℃、暖房は 19℃に設定します。
ただし湿度が高い場合は、OA機器等に悪影響を及ぼさない範囲とします。
- b クールビズ+(プラス)・ウォームビズを推進します。
- c 夏季に緑のカーテンを設置します。
- d 本庁舎西館及び上下水道局庁舎のエレベーターを一部停止します。
- e エレベーターの利用を控え、3階程度の昇り降りの際は階段を利用します。
職員はさらに3アップ4ダウンにもチャレンジします。
- f 昼休み中は、業務に支障ない範囲で消灯します。
- g 時間外勤務中は、不要な照明器具を消灯します。
- h 始業時の職場点灯を適切な時間に行います。
- i 通路、トイレ等の共用部で不要な照明を消灯します。
- j マイボトルの持参を推進します。
- k 退庁時にはポット等電気器具のプラグをコンセントから外します。
- l OA機器を昼休み等使用しない時は、電源を切ります。
- m ノートパソコンを短時間でも使用しない時は、ディスプレイを閉じて節電モードにします。
- n 廃棄物・上下水処理に係る機器類の点検を毎日します。
- o 廃棄物・上下水処理に係る機器類の部品交換を適切に実施します。
- p 廃棄物・上下水処理に係る機器類の管理基準に適合した運転を実施します。
- q 廃棄物・上下水処理に係る機器類の燃料漏れが無いように毎日点検します。
- r 薬品器具洗浄についてガス湯沸器の温度設定を適切に行います。
- s 薬品器具の洗浄をまとめて行います。
- t 下水汚泥処理に係る乾燥機器の適切な温度管理を行います。
- u 余熱の有効利用を行います。
- v その他、省エネルギーに有効な対策を講じます。

(2) 水の節約

- a トイレ、給湯所等の手洗い、洗面・歯磨等にあたっては、常に節水を励行します。
- b 廃棄物処理に係る機器類の管理基準に適合した運転を実施します。
- c 廃棄物・下水処理に関し、再利用水を利用します。
- d 雨水を積極的に利用します。

(3) 用紙類使用量の削減

- a 両面印刷、両面コピーを徹底します。
- b 多面印刷機能（Nアップ機能など）を利用します。
- c 印刷ミス・試し刷りを抑制します。
- d コピー終了時に設定の初期化を行うなど、ミスコピーを削減します。
- e 会議等においてはプロジェクター等を活用し、配布資料は簡素化、縮小化により必要最小限の部数とします。
- f 使用済用紙の裏面を内部文書、メモ用紙に利用します。
- g 印刷物は、ホームページ等での公開も含め配付先を見直し、可能な限り少なくするなど適正部数を作成します。
- h 文書や資料の共有化を徹底します。
- i 回覧等は電子メール等を活用し、必要のないものを印刷しません。

(4) 廃棄物の減量・リサイクルの推進

- a 過剰包装等、可燃ごみになるものを課内に持ち込みません。
- b 物品は、大切に使い長期間使用に努めます。
- c 使用済み古封筒を内部文書用封筒等に再利用します。
- d ビニール手提げ等、廃棄物になるものを課内に持ち込みません。
- e 事務用品等で消耗資材が詰め替えて使用できる容器を再使用します。
- f リサイクルしやすい商品を購入します。
- g 用紙等をできるだけリサイクルするため、リサイクルボックス、リサイクルカート等の利用方法（別表第1）を周知徹底します。

(5) 大気・水質の保全

- a 洗剤・石鹼等は、適量を使用します。

(6) 化学物質の適正管理・処理

- a 農薬、分析試薬等の化学薬品を扱う施設では、これらを厳重に管理し、排水・排ガス処理を確実にを行うなど、環境への負荷の低減に配慮します。
- b 廃棄する公用車や冷蔵庫等の特定フロン、代替フロン（HFC,PFC）を適切に処理します。
- c 下水・汚水処理に関し、薬品使用を処理設備運転マニュアルにより適切に行います。
- d 下水汚泥処理に関し、含水率により適切な薬品使用を行います。

(7) 緑化・美化の推進

- a 温暖化対策の吸収源対策や普及啓発として、市所有地や所有施設の緑化を推進します。
- b 環境美化や緑化などに努め、廃棄物の不法投棄を防止します。

4 土木・建築等の公共事業に関する取組

- a 事業の構想、計画段階から環境保全への配慮を図ります。
- b 工事対象地区周辺の環境にも配慮し、事業を進めます。
- c 土木・建築用資材として、間伐材の利用を促進します。
- d コンクリート型枠は、熱帯材型枠の使用を抑制します。
- e 剪定工事の剪定枝等のリサイクルを推進します。
- f 雨水浸透貯留や透水性舗装などの整備を進めます。
- g 騒音、振動等の公害低減に努めます。
- h 「豊橋市建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」により工事における建設副産物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理の推進を図ります。
- i 水循環使用設備、雨水利用設備の整備拡大を図ります。
- j 省エネルギー型空調システム、照明機器を採用します。
- k 省エネルギーのための新技術（LED 照明、太陽光発電、小規模水力発電等）の実証検証、先導的導入、啓発に努めます。
- l 新築、増改築の際には、CASBEE あいちでAランクを目指して環境に配慮した建築物を導入します。
- m 電力平準化のための深夜電力、デマンド管理を活用します。
- n 建築物のライトアップ等の屋外照明について、照射方向、時間帯の縮減を図ります。
- o 太陽光発電等の新エネルギーの利用を促進します。
- p 燃焼設備は、より負荷の小さい燃料の利用を図ります。
- q 「豊橋市グリーン商品調達方針」に基づき、グリーン商品を調達するよう努めます。

5 環境に配慮したイベントの実施

- a 主催者やスタッフは自家用車利用を自粛し、参加者に公共交通機関利用を呼びかけます。
- b 配布物や資料作成にあたって環境に配慮した仕様や物品、数量などに配慮します。
- c 省資源・省エネルギー対策を積極的に図ります。
- d 自然環境へ配慮します。
- e 3R を原則とし、ごみ対策や清掃に努めます。
- f 環境に配慮した運営を行います。

IV 計画の推進に向けて

1 計画の推進方法

この計画の推進に当たっては、とよはしエコマネジメントシステム（T-EMS）の手法を活用し、各部、課、事業所等の単位においてエネルギー使用量削減等の目標設定や実施状況の点検等を実施することで地球温暖化対策に配慮した取り組みを推進します。

2 計画の推進体制

- (1) この計画の推進は、とよはしエコマネジメントシステム（T-EMS）の推進組織をもってあてます。
- (2) 「環境調整会議」において実施状況等点検、評価を行います。
- (3) 事務局を温暖化対策推進室に設置します。事務局は全ての部局のエネルギー消費量や温室効果ガス排出量の集計、実施報告の取りまとめを行い環境調整会議に報告します。

3 職員の意識啓発

- (1) 職員一人ひとりが環境への関わりについて理解し、環境に配慮した取り組みを積極的に進めることができるよう研修を計画的に実施します。
- (2) 地域での資源回収、環境美化、自然保護活動へ職員が積極的に参加できるよう配慮します。
- (3) 環境に関するシンポジウム、研修会へ職員が積極的に参加できるよう配慮します。

4 実施状況の点検・評価

実施状況の把握は、各部署でとよはしエコマネジメントシステム（T-EMS）の仕組みを活用するなどして実施します。全庁的には「環境調整会議」において、「Ⅱ．取組の目標」に対する点検・評価を行います。また、年度ごとに実施結果を「地球温暖化対策推進会議」に報

告します。

5 計画の見直し

計画の進捗状況や社会情勢をもとに、計画に関する所要の見直しや改善を行います。

6 結果の公表

取組内容について、点検及び見直しの結果を毎年公表します。

7 豊橋市地球温暖化対策地域推進計画

豊橋市域における地球温暖化対策は別に定める「豊橋市地球温暖化対策地域推進計画」により推進します。

| |
|-------------------|
| V その他の取り組み |
|-------------------|

1 社会情勢への対応、啓発

電力需要の逼迫等の社会情勢への対応、啓発としての省エネルギー・節電対策は、必要に応じて計画を別に定め推進します。